

平成 18 年 6 月 30 日

各 位

会社名：株式会社日本航空  
代表者：代表取締役社長 西松 達  
(コード番号 9205 東・大・名第 1 部)  
問合せ先：資金部長 河原畑 敏幸  
(TEL)(03)5460-3068

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 6 月 30 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 700,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 7 月 19 日(水)から平成 18 年 7 月 21 日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。  
国内一般募集  
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店、野村證券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、新光証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、コスモ証券株式会社、藍澤証券株式会社、東洋証券株式会社、丸三証券株式会社、水戸証券株式会社、イー・トレード証券株式会社(注)及び松井証券株式会社(以下「国内引受会社」と総称する。)に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。国内一般募集の主幹事会社は、みずほ証券株式会社であるが、当社普通株式を取得し得る投資家のうち機関投資家に対する需要状況等の把握及び募集に関して、同社は、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店と共同で行う。  
(注)イー・トレード証券株式会社は、平成 18 年 7 月 1 日付をもって S B I

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

イー・トレード証券株式会社に商号を変更する予定である。

#### 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Mizuho International plc、Goldman Sachs International 及び UBS Limited を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。

なお、上記 及び の各募集に係る株式数については、国内一般募集 350,000,000 株及び海外募集 350,000,000 株を目処に募集を行う予定であるが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記 及び の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。国内一般募集、海外募集及び下記2. に記載のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社及び Goldman Sachs International とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間（国内） 平成18年7月24日(月)から平成18年7月26日(水)まで。ただし、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成18年7月20日(木)から平成18年7月24日(月)までとなる。
- (7) 払込期日 平成18年7月27日(木)から平成18年7月31日(月)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況等を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成18年7月27日(木)となる。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、発行価格（募集価格）、増加する資本金及び資本準備金の額その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及び資金部担当役員並びにそれらのいずれかの指名する者に一任する。
- (10) 国内一般募集については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〈ご参考〉1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 50,000,000 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 みずほ証券株式会社 50,000,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記1.に記載の公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から50,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役及び資金部担当役員並びにそれらのいずれかの指名する者に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 50,000,000 株
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.に記載の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 みずほ証券株式会社 50,000,000 株
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日。
- (6) 払 込 期 日 平成18年8月28日(月)から平成18年8月30日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間（申込期日）の翌営業日とする。

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及び資金部担当役員並びにそれらのいずれかの指名する者に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から50,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は上限株数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる株式(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、当社は、平成18年6月30日(金)開催の取締役会において、上記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式50,000,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日を払込期日として行うことを決議しております。

また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限に第三者割当増資の割当てを受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与する予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。そのため第三者割当増資に係る割当株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資による発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが行われない場合があります。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,982,383,250株（平成18年5月31日現在）
公募増資による増加株式数	700,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	2,682,383,250株
第三者割当増資による増加株式数	50,000,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	2,732,383,250株（注）

（注）上記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 資金の使途

### （1）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限 222,710,000,000 円につきましては、全額航空機（航空機関連部品を含む。）の購入に充当する予定であります。

### （2）業績に与える見通し

今後の収益基盤の更なる拡大等を通じて業績に資するものと考えています。

## 4. 株主への利益配分等

### （1）利益配分に関する基本方針

株主の皆様への利益還元を基本としておりますが、中長期的に企業価値を最大化していくための財務体質強化や収益性改善等への効果も総合的に勘案した上で、利益処分を実施してまいります。

### （2）配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、復配及び安定的な配当継続を目指しておりますが、上記方針に基づき、経営基盤強化のための内部留保及び当社グループの連結業績その他の諸条件を勘案し、総合的に判断をした上で決定いたします。

### （3）内部留保資金の使途

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

航空運送事業への重点的な投資に充て、収益基盤の更なる拡大に取り組みます。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益 又は純損失( ) (連結)	45.19円	15.24円	23.88円
1株当たり配当額		4円	
実績配当性向		26.25%	
株主資本当期純利益率		16.98%	
株主資本配当率		4.46%	

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は旧商法に基づき下記のユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の平成18年5月31日現在の残高等は以下のとおりです。

2011年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債(平成16年4月5日発行)

新株予約権付社債 の残高	発行日	最終償還日	発行価格 (注)	資本組入額 (注)
100,000,000,000円	平成16年4月5日	平成23年3月25日	440円	220円

(注) 発行価格及び資本組入額は、新株予約権の行使により株式1株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額であります。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

2011年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債

- (1) 発行決議日 平成16年3月17日
- (2) 発行総額 100,000,000,000円
- (3) 発行株式の種類 当社普通株式
- (4) 株式の発行価格(注) 440円

(注) 発行価格は、新株予約権の行使により株式1株を発行する場合の株式の発行価格であります。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始値	228円	351円	310円	308円
高値	366円	356円	340円	319円
安値	197円	282円	288円	286円
終値	354円	313円	308円	287円
株価収益率		20.5倍		

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。

- (注) 1. 平成 19 年 3 月期の株価については平成 18 年 6 月 29 日(木)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成 16 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この公表文は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この公表文は、米国内における証券の募集又は売出しを構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、英文目論見書が用いられます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。当社は米国における募集のために証券の登録を行う予定はありません。